

玉川学園コミュニティバス循環ルート通過予定時刻表 2005年3月21日現在

Table with 17 columns representing bus stops and 24 rows representing departure times. The route starts at 6:30 from 玉川学園前駅西 and ends at 22:02 at 有楽入口止まり.

図1 さくらんぼホール経由

玉川学園地域コミュニティバス 試験運行が 始まりました



寺田市長(左から3人目)ら関係者がテープカットを行いました

3月21日から玉川学園地域コミュニティバスの試験運行が開始されました。当日行われた式典では、寺田市長のほか、市や地域組織・バス事業者・地元関係者などが出席してテープカットを行いました。運行開始を祝いました。使用される車両は小型低床ノン

運行ルート図



ステツバスで、34人乗り。車体前面には玉川学園在住の漫画家・みつはしちかこ氏のデザインしたキャラクターのシールが張られています。この事業は、地域住民と行政が長年にわたり検討してきたもので、誰もが利用可能な公共交通として、市・地域組織・バス事業者の三者協働で行うものです。運行時間・ルート 左表をご覧ください。 運賃 大人170円 子ども90円(バス共通カード・シルバーパス使用可) 問都市計画課 ☎709・0564

市民病院では、増改築工事に4月中旬から着手します。工事中は、駐車場が少なくなり、バス等での来院をお願いします。利用できる駐車場は案内図のとおりです。 工事中は、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。 問病院建設室 ☎722・0661

市民病院からの お知らせ

鶴見川流域が特定都市河川流域に指定されます

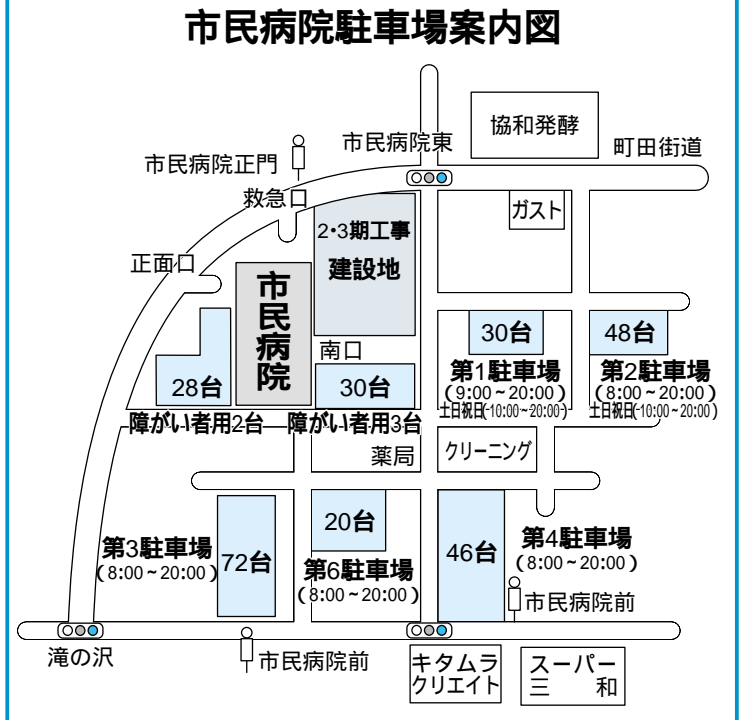
前号に引き続き、特定都市河川浸水被害対策法の適用に際してお知らせします。昨年5月に特定都市河川浸水被害対策法が施行され、今年4月から、鶴見川流域が全

国に先駆けて「特定都市河川流域」に指定されることとなりました。これにより、鶴見川流域は特定都市河川浸水被害対策法が適用され、以下のような取り組みが進められます。

Table showing parking lot utilization times for 6 different parking lots. Columns include '平日' (Weekdays) and '土・日・祝祭日' (Weekends/Holidays).

特定都市河川浸水被害対策法の指定を受けて生じること 水害に強いまち(流域)づくりを目指して次の取り組みが主に進められます。 河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体は、共同して近年全国で多発する集中豪雨の発生なども視野に入れた「流域水害対策計画」を策定する役割を担うことにより、連携は強化され、更に安全性を高める有効かつ効率的な浸水被害対策を着実に実施することになります。 上記計画は指定後の平成17年度に策定予定 対策としては、河川の洪水処理能力アップや下水道整備、行政が進める雨水貯留浸透施設整備など流域の現在の安全性を最低限維持、また少しずつでも高めるために、 ・流域内の住民・事業者は、雨水を貯留浸透させる努力が必要となります。 ・新たに「雨水浸透阻害行為(面積1000㎡以上)」を行う場合は知事の許可が必要となります(許可の取得には雨水の流出を抑制する対策の実施が伴います)。 ・既存の雨水の流出を抑制する役割を持つ防災調整池の保全が求められることとなります。

- Q. 流域水害対策計画とは? A. 河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体が共同して、流域における今後20~30年間の浸水被害対策の「基本方針」や「被害の発生を防ぐべき目標となる降雨量」などを定め、これに基づき、河川の整備、下水道の整備、雨水を一時的に貯留又は地下に浸透させる施設の設置、水害発生時の被害を最小化するための情報発信等の予防措置、適切な維持管理等を分担・連携し効率的に進めます。 Q. 雨水浸透阻害行為とは? A. 雨水の流出増をもたず行為として、雨水が浸透しやすい土地から雨水が浸透しにくい土地へと浸透機能が阻害される行為のことです。 Q. 許可の対象となる雨水浸透阻害行為(面積1000㎡以上)とは? A. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更(例)山地、林地、耕地、原野 宅地、道路、池沼、水路 土地の舗装(例)農地 舗装された駐車場への改変 ローラー等により土地を締め固める行為 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



法律の概要(法律・政令・省令(許可申請様式・全国の候補河川など)について 国土交通省河川局HP河川局の概要 法律と制度 http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/houritu/index.html 「特定都市河川浸水被害対策法」の適用を受ける鶴見川流域の取り組みに関する問い合わせ 国土交通省京浜河川事務所 流域調整課 ☎045・503・4009(直通) 特定都市河川流域の指定範囲等 京浜河川事務所ホームページ http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp 流域内(町田市内)での雨水浸透阻害行為を行う場合の申請受付窓口 東京都都市整備局都市基盤部施設計画課 ☎03・5388・3296 指定に伴う許可・申請に関する情報は町田市ホームページにも掲載しています。 問町田市下水道部下水道総務課 ☎720・1819